

Title	プロイセン憲法と明治憲法：二つの憲法問題
Author(s)	石村, 修
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No. 48 : 73-98
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2267
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

プロイセン憲法と明治憲法

——二つの憲法の関係——

石 村 修

まえがき

本稿は、二〇〇九年二月七日に開催された聖学院大学総合研究所において口頭報告した内容を原稿化したものである。報告は、ドイツ憲法、とくに、プロイセン憲法と大日本帝国憲法（以下、明治憲法とする）との二つの憲法の特徴を比較し、その同位性と差異を明らかにすることにあつた。まず比較憲法史の流れのなかで二つの憲法を概観する（一章）。次いで、両憲法を近代立憲主義の大きな流れのなかに置くことで、共通の鍵概念として、「外見的立憲主義」と定義づけられる内容を明らかにする（二章）。ここには二元主義が指摘されるが、その二元構造が作られた意図を考えなければならぬであろう。さらに、先行するプロイセン憲法史のなかで分析し、ヨーロッパの動きと関連してドイツがもつ特性を考える（三章）。そして、プロイセンをモデルとして制定された憲法を、以上の憲法史を意識しながら考え、作られた憲法の特徴を明らかにする（四章）。こうして二つの憲法を比較することによって得られた一応の結論を示すことになる。本稿に特色があるとすれば、比較憲法史の流れをできるだけ意識しながら、それを近代立

憲主義の機軸のなかで描いたことであろう。

一章 比較憲法史から見た二つの憲法

1 比較の視点 本稿では標題に記された二つの成文憲法を比較することになるが、対象が同一の法圏にあることから、一種の類似比較の手法を、しかもそれを比較憲法史のなかで検討することを試みている。ここで用いられる「類似比較」とは比較（政治）社会学においてある事物の特性を明確にするためになされる最もポピュラーな方法であり、良く選び抜かれた二つの対象を比較することによって、一定の法則・帰結を導き出すことを意図している。この対象を二元的に絞り込み、その結果生ずることになる内容を導くために比較する方法が最も重要な問題は、対象の選択に誤りがないかどうかに関わっているのであり、そこに過誤がないことによつて初めて求められる成果を描くことができることになる。さらに、二元比較は、違いを強調するのか、あるいは同位性を強調するのかによつて、分析の仕方を全く異にすることになる。本稿の事例でいえば、同位性が一般に指摘されている事例であるから、その同位性の内容と程度を明らかにし、必要があれば微妙な差異までも指摘することが重要になってくるであろう。

歴史事象としては先にプロイセン憲法（一八四八年二月五日、一八五〇年一月三〇日改正）が先行し、これに強い影響を受けたとされる明治憲法が遅れて制定された（一八八九年二月一日）。プロイセン憲法を母（モデル）として、明治憲法は制定されたとされるが、条文の内容は一見して違いが目立っていた。^①

基本構造が同様のものと解されなければ、ここに同位性を認めるわけにはいかなないであろう。明治維新後の日本国は、未知なる国制作りに着手したという意味では、全く無謀なる道程に自ら進まざるをえなかった。その意味では、何

らかの模倣すべきモデルは不可欠であった。最も巨視的に見るとすれば、二つの憲法は、どちらも大きな国制上の変革の後に制定されたものであり、「立憲君主制」という当時の最もポピュラーな体制を採用し、これを維持しようとした。両国は、他者からは「軍事・警察・絶対主義国家」という評価付けをされた上で、それでも自らのスタイルに拘つてきた。しかし、両憲法ともステレオタイプの評価付けを拒むところが多々存在している。例えば、統治における議会と内閣の構造は、制定の段階、運用の段階にあつて別個の判断をしなければならぬ局面が展開されている。それは民主主義の実現度に応じた形で変化しなければならない性格を本来もつていたからである。

憲法制定後の歴史的展開も長命をもつたという意味で似たところがあった。ただし、ドイツは国家統一という流れのなかで、プロイセンだけで存立できるのではなく、さらには、ヨーロッパの外交的な刺激を受けながら憲法も運用されていかなければならなかった。他方で、明治憲法は、この憲法の下でアジアのなかでの地位を確立していくが、この憲法を他国にも適用したり、輸出したりすることは控えた。明治以降の日本のアジアにおける独自性は顕著であり、ドイツが他国との緊張関係で存在を確保しなければならなかったのとは対照的であった。憲法の果たす役割が、プロイセンでは、単純に国家の運営に関わつていたのに比して、明治憲法は国家膨張のシンボリックな役割をも果たすことになつていった。ヨーロッパでは、憲法史の一応の成果があつて、近代化へ向かうシンボルとして憲法がすでにその地位を確立していた関係で、こうした違いが出てきたと思われる。ヨーロッパでの主権国家の相克状態は、国家三要素説のなかの領土を第一に憲法に書き込むことを促し、ほぼ確定した領土のなかで各国家が国民のための統治を行うことが、すでに重要であつたのである。

2 近代憲法の目的 本稿で扱う一九世紀は、主権国家という国家構造を制約し、その範囲で統治を行わせるために憲法を制定し、国民の権利・義務をもついでに定めるといふ定式が確立していた。この地においてまず領邦国家が成立し

維持されたのは、その大きさが当時の領土の支配が完全に貫徹できるだけの規模であったことにあり、その支配力が拡大され、支配のピラミッド構造が合理化されることで、領邦国家の大きさも増すことになった。そのほぼ完成に近いのが一九世紀になって確立されるようになり、国家の存立を正統化する「国家目的論」が国家学ないし国法学から盛んに論じられるようになったのは、理由のあることであった。²⁾ 国家目的が、「国民の生命・身体の安全」の保障にあり、もって国家の安定を促され、そのためには、軍隊、警察、官僚の育成が必要となった。先に述べた「軍事・警察国家」とはこうした状態を意味していた。

すでにヨーロッパではフランス革命を契機として、近代憲法は新たな役割をもつことになった。「自由・平等・博愛」の精神に支えられた革命の理念は、旧体制と革命後の体制の間に、大きな差異を作り出すことを目標とした。その結果、主権国家が成文憲法をもつというだけでなく、その近代憲法を構成する主体との関係を意識し、さらに、その新たに主役になった人々の利益をも憲法のなかに示すこととなった。前者が憲法制定権力論であり、後者が「人および市民の権利宣言」である。憲法の実質的内容を定めることが憲法制定権者の役割であり、第三階級が「無から全て」へと大変貌することになる。著名な一七八九年のフランス人権宣言一六条は、「権利の保障と権力の分立」をもつて、憲法の必須課題とした。近代憲法の目的はここに明確にされ、同時に「近代立憲主義」の中身が定まることとなった。同時に近代立憲主義の積極的な機能が確定され、それはあらゆる国家権力を最高規範である憲法によって拘束し、権力者が恣意的な権力行使をすることを制約することを目的にしていた。しかし、近代立憲主義は、それ以上の内容をこの時点で確定していなかった関係で、統治のあり方はさまざまなバリエーションがまだ可能であった。

フランス革命は、王制を残した憲法、民主権ないし人民主権を標榜した憲法といった具合に、近代憲法のさまざまなモデルを提供した（憲法の見本市）。しかも急激な革命は反革命を促し、同時にフランス国家内の動揺が生み出した混乱は、周辺諸国へと直ちに伝播し、対抗する強力な国家形成への契機となった。また、フランス革命での思想は地球

を一周したといわれているが、遠く鎖国された日本へもオランダを介して伝わっていった。革命後のナポレオンの登場は、隣国であったベルギー・オランダ・ドイツに大きな影響を与え、結果的にはドイツ統一へのインパクトとなった。ただし、これらの周辺諸国は劇的な変化を求めず、その結果、一九世紀は王制を維持した憲法である「立憲君主制」憲法のオンパレードに溢れていた。とくに、フランス一八一四年憲章は国王によって欽定された憲法であり、憲法は国王により国民に施されたものとしての性格をもっていた。この憲法が当時のドイツ諸邦憲法のモデルとなったことは、ドイツの遅れとして判断しなければならない。ヨーロッパにおける君主制は、王権神授説を背景にして、固有の領地をもった王家の系譜に支配の正統性を認めて発達してきたが、実際に統治のあり様はさまざまであった。その最も穏やかな形式が、名目的な立憲君主制であり、「君臨すれども統治せず」というティエールの名言に代表されるように、君主であるが故に備わった品性・教養・権威が君主の存在を正統化し、実際の俗な政治は市民に直接責任を負う大臣たちに委ねればよかつたのである。

3 ベルギー憲法圏 比較法の分類において、ルーツを同じくする分類方法としては、法圏によるものがある。⁽³⁾ 一九世紀憲法に関わる分類として、ボルンハックによるものが有名である。彼は、「アメリカの諸憲法、一七九一年の憲法圏、一八一四年の憲法（シャルト）、ベルギー憲法圏、新連邦国家の憲法」という分類を試みている（『憲法の系譜』山本浩三訳、一九六一年）。しかし、この分類の方法はいささか強引なところがあり、本稿で扱う「ベルギー憲法、プロイセン憲法、明治憲法」という一括りは、法圏とするには厳密には問題がある。最大の理由は、明治憲法への無知に起因することであるが、ベルギー憲法理解にも困難さが伴っている。ベルギー憲法の啓蒙性はむしろ顕著であり、七月王制の遺産であったフランス一八三〇年憲法への近似性が強い。⁽⁴⁾ このもう一つのシャルトは、フランス議会の議決を経て新たに王位に就いたオルレアン公によって受容された君民協約憲法であり、「オルレアン型」と呼ばれる二元主義型の議院

内閣制が形成されていた。ベルギー憲法はこの形を意識し、ベルギー国王レオポルドは、「ベルギー国民の国王」と称した。国王の地位は、「当初から憲法に由来するいくつかの法律上の制約を伴うものであった」。そして国民代表機関である議会の優位はすでに明白であった。プロイセンはまだ王制の権限の強い二元主義が貫徹し、ましてや明治憲法では、欧米人には理解を超えた「国体」が存したのである。

フランスやベルギーと比較すると、ドイツの立憲君主制は独自の展開を見せた。代表的にはこの点に関して、E・R・フーバーによる解説があり、「ドイツの立憲君主主義には、憲法に規定された体系モデルの位相が認知できるのであり、それは君主制と代表制とが結合することによって、両者のもつ構造原理の対立が、それが結びついている機能関連へと昇華されていた」と解する。⁽⁶⁾つまり、ドイツの領邦国家の諸憲法が君主制を取り込んでいたのは、君主の権限を弱体化させようとしたのではなく、王制に依然として積極的な意義を与えようと意欲したからに他ならなかった。プロイセンにおいてはこの傾向が顕著であったのであり、妥協すべき要素として君主制か代表民主制かの議論ではなく、プロイセン的軍事国家なのか、ブルジョア的立憲国家なのかという国家論との関連が重要であった。

ドイツ的な国家論に裏打ちされた一九世紀立憲君主制の特徴とは、ベッケンフェルデによれば以下の五点で表されている。⁽⁶⁾第一に、それは君主制であったのであり、一八一八年のバイエルン憲法二章一条が規定していた内容であった。「国王は国家の元首であり、国家のすべての権限を保持し、国王によって欽定された憲法典により確定されたものによつてその権限を行使する」。この規定からして、国家権力は国王の一身にあったのではなく、王制にあったのであり、これこそが君主制であることになる。第二に、「立憲君主制」の指標を考えると、それは憲法制定権に書き表されることになる。つまり、憲法は国王によつて押し付けられ、補充され、修正されることになる。第三に、立法権との関係では、議会は君主の同意を必要とし、プロイセン憲法六二条はこの点を明記していた。第四に、立法権とは異にして、統治と行政は国王固有の権限とされてきた。そして最後に、軍隊は国王の軍隊と称された。指摘された君主制の特性に

は、明治憲法の内容もほぼ該当するものがあり、構造比較では近似性が認識できよう。しかし、憲法構造の本質は規範の表面だけの同一性だけから判断できるものではなく、その実質は憲法の規範を支えている思想にあるのであり、その点は章を変えて考えることにしたい。

二章 外見的立憲主義

1 上からの近代化 立憲主義の実現方法、それは国家の近代化に連動する事象であるが、支配者である政府の指導の下で実行される場合がある。表現として「上からの近代化」と称される場合には、「下からの近代化」（革命事象）がなされなかつたからという意味合いがある。そこには下からの近代化が典型事例であつて、「上からの近代化」には遅れて近代化に臨んだという評価が含まれているからである。しかし、歴史の大きな流れからして、ドラステイックな革命は多くの国で起こることはないし、上からの近代化はほとんどの国で必然的であつた。ただし、小さな変革はこの国であつても踏まえた上で、近代を迎えたはずである。かつて、プロイセンのベルリンに派遣されたフランス大使が、「本来下から上に向かつてなされるのが名譽ある革命であるが、プロイセンでは緩慢に上から下に向かつてなされた」と発言した。この発言がフランスからドイツに向かつて発言されたという意味で、いつまでも言い伝えとして残つていくということは、上からの立憲主義への転換は、近代への国家の側からなされた模倣であり、それは非難されることではないが、下から近代化を実現できたフランスの優位をいつまでも誇示したいということになる。本来の近代化は、市民による自発的な願望、衝動によつて引き起こされるものであり、その過程を踏まえたからこそ、近代化そのものが尊いものと言えたのである。

日本の憲法学でも、こうして上から形成されたプロイセン憲法およびその亜流である明治憲法に対して「外見的立憲主義の憲法」と呼称する傾向がある。勿論、明治憲法の時代にはなく、日本国憲法時代になってである。プロイセン憲法がその時代にすでに低く見積もられていたのとは対比的であった。鈴木安蔵は、明治憲法下で通説的地位にあった国家法人説・国家主権説に対して、それを「ドイツ外見的立憲主義の——それがボナパルト的君主制に転化しつつあった段階での——支配学説であった」と評していた（『日本憲法学史』、勁草書房、一九七五年、三三三頁）。科学的憲法学を標榜する鈴木からして、ここには伝統的な憲法学の特質、しかも克服されるべき学説としてのドイツからの移植があったことになる。これに比して、樋口陽一、杉原泰雄が用いる「外見的立憲主義」の用法は、すでに述べた（二章）比較憲法史の流れのなかで描かれたものであると言えよう。樋口は比較の方法として、機能的方法と歴史的方法を挙げ、とくに歴史的な発展モデルとしては、フランスを基軸として設定している。その上でドイツの遅れ、日本の更なる遅れが指摘される。「実際、帝国憲法は、ドイツ憲法が英・仏との対比で『外見的立憲主義』とよばれるにふさわしいものであったより以上に、立憲主義の『外見』性がつよいものであったから、ドイツ国法学に依拠した学説自体が、日本では立憲主義の前進のために大きな役割を果たし、またそうであっただけに、後には国禁の学説として弾圧されなければならなかったのである」（『比較憲法』、青林書院、三版、一九九二年、一五頁）とし、日本ではドイツの学説（イ・エリネットクから美濃部へ）が開明性をもっていた皮肉な現象が指摘されている。杉原の論じ方もほぼ同様であるが、市民によって形成された憲法という意識が強い。近代憲法の二つの形を、下からの近代化の成果としての「近代立憲主義型市民憲法」と、近代市民革命によらず上からの近代化によって生ずる「外見的立憲主義型市民憲法」に区分する。この区分からして、プロイセン憲法と明治憲法は、同じ範疇の外見的立憲主義型に属する。ドイツ三月革命の成果はフランクフルト憲法に結実するが、これは結果的には流され、これに對抗する形で上から憲法が作られていった。その理由として、プロイセン・ドイツでは「旧土地貴族のイニシアチブにより、封建的土地貴族と農奴の關係に再編成し、政治

的にはそれに対応する外見的立憲資本主義憲法によって立憲主義の外見を施す、近代化の仕方⁸⁾があつたとされる。近代革命の主体たる市民階級があまりにも弱体であり、ユンカーや農民の一部での占有が、近代化を遅らせたと見る。ここでは「外見的」が「見せかけ、上辺だけ」という意味で使われ、その成果の憲法にも低い評価が与えられている。

2 見せかけという意味

「見せかけ (Schein)」とは、外見だけを取り敢えずは整える作用であり、相手を意識した行動である。外見を装うことで、中身も立派であることを観察者に印象づける作用である。あるいは、自己を保守する観点から、見かけだけ流行に迎合し、実は中身には変わらずに古典的なものを保持する場合がある。すると外見的な立憲主義とは、その観察者の立っている位置によって評価の分かれる現象であり、近代立憲主義に憧れつつ「近代主義を外見上採用しながら、実際にはその内容・趣旨を否定する政治原理や形態」ということになり、観察者によって否定される対象であつたことになる。立憲主義が英・仏の市民革命を契機にして形成されてきたことを受けて、近代国家は押し並べて立憲主義のモードを纏わなければならないというメッセージを、啓蒙主義者は主張し、他方で、こうした評価を受けた側は、その批判が意味のないことと対抗するに決まっていた。

こうしたお節介の典型例は、エンゲルスの労作とされる「住宅問題」(一八七二年)の論文にて開陳されていた。プロイセンの矛盾に満ちた国家形態を「外見的立憲制」と定義し、これが「古い絶対君主制の、今日における解体形態であるとともに、ボナパルティズム君主制の存在形態でもある」(『マルクス・エンゲルス・八巻選集』選集翻訳委員会訳、大月書店、一九七四年、一二二頁)とした。プロイセンの一八四八年から一八六六年まで、つまり三月革命以降から経済的保護主義の下にあつた時代をして、「絶対君主制の緩慢な腐朽を隠蔽し媒介」した時代とし、憲法争議以降のビスマルク政治でも「社会状態の変革が、そしてそれとともに古い国家の解体が、万人の見るなかで、ますます大規模にすすんでいる」と評された。先に紹介した鈴木は、このエンゲルスの説明に影響を受けていた。こうして膨張した国

家主義は、国益の増長の理念をもつて対外戦争に動しむこととなる。プロイセンがオーストリア、フランスと戦い、明治政府も、清・露と戦ったのも、同じような意図の下であった。結果的に見れば、上からの近代化は、「富国強兵」路線に適合していたことになる。こうした目的もあつて、伝統的に両国は軍部を議会から区分し、予算と権限行使に関しては、議会からの干渉を排除することとした。統帥権の独立は軍隊を政府の下に置き、国家内における軍隊の優位を決定づけるものであつたが、憲法の側からすれば憲法からの空隙を作ることになるわけであるから、憲法上の欠陥になる。本来的には財政権限を集約的に処理できる議会が、せめて予算にも口を挟む余地をもつべきことになるが、プロイセンでの憲法争議では、軍の優位を認めてしまった。見せかけの立憲主義の効果は、こうして随所に憲法上に設定されていたことになるが、軍隊の事例が最も典型的なことであつた。

憲法学では近代立憲主義憲法の機軸を、北アメリカ諸憲法、フランス革命後の憲法に見られる成文憲法に設定し、しかもその中に注文を付けている。憲法という形式とその実態であり、したがつて、近代憲法とは、「政治を完全に新たに基礎づけるに相応しい課題を厳粛に宣言している基礎的な内容と形式」ということになる。すると憲法に規定された権力者を拘束する内容とその程度が問題となり、憲法に国民に対して保障する権利を書き込み、それを保障するシステムを憲法上に置くことが重要になつてくる。外見的立憲制はこうした内容に鑑みて不十分と判断されることになる。しかし、この憲法はそれだけだったのであろうか。少なくとも近代化の洗礼を受けて、憲法という名を冠したものであるだけに、そのすべてを否定してしまうことには抵抗がありうる。この立憲主義は、実は、「真の立憲主義への足掛かりとして重要な政治的意義をもつものとして機能していた」部分もあつた。それを探しておくことも実は重要なことなのではないだろうか。

3 二元主義 立憲君主制は、ヨーロッパ諸国でほぼ完成されたものとしてあつた一八・一九世紀的な君主主義と、

英・米・仏で試行錯誤の渦中にあつた近代立憲主義的要素との妥協の産物であつた。¹⁰ この二つの制度を二元的に採用していたのがドイツ的な立憲君主制であり、その本質は「国民代表的立法機関と君主行政府との妥協にあつた」（鶴飼信成『行政法の歴史的展開』有斐閣、一九五二年、一二二頁）。それが典型的な二元的であつたが故に、これを分析する手法は憲法・政治学からは興味あるテーマであつたことになる。つまり、この二元主義にあつて、そのどちらの要素が変質し、他方の要素を凌駕していくのかを分析するだけで、その憲法体制の総括的な理解に結びつくことを可能にしてきた。その作業は、プロイセンと明治憲法体制の全否定ではなく、そこに発展的な要因を見いだすことを促していたのである。立憲君主制は、なによりも近代立憲主義を意識していたのであり、そのイデオロギーに対峙しながら、自己の体制の保持に執着していたからに他ならない。また、二元主義下での憲法の実行は、憲法制定後の憲法解釈者の学説や実務の運用に反映していったのであり、とくに、意識的に構成された学派間の対立は、この二元主義を十分に意識した上での出来事であつた。また、政治の機能からして、二元主義は新たに台頭してきた市民階級の目覚めと、彼らの気持ちを取り込む政治活動の場の保障（普通選挙権）の実現に深く関係していた。したがって争いの現場は、政府・行政と議会にあつたのであり、換言すれば議院内閣制の実現度が近代化のバロメーターであつたことになる。

この二元主義への言及は、ドイツ初期立憲主義（三月革命以前）に対する理論的な対抗のなかで明瞭であつた。イギリス型の議院内閣制にシンパシーを感じていた、R・v・モールの理論を紹介しておくことにする。一八四六年に書かれた「代表制に関する各種の見解」と題する論文において当時の立憲主義に付帯する二元主義的傾向に言及するに際して、彼はその時代の英・仏・独の制度を比較していた。そこでは以下の三点でイギリスの議院内閣制が評価されることとなる。¹¹ 第一に、議会の多数によって構成された政府が常に勝利を得ることとなり、第二に、国民を代表する議会が、国家行政の主要な部分を直接に行使し、第三に、議会と政府が全ての国家・社会活動を支配する要素である貴族をも支えることであつた。こうしてこの時代においてすでにイギリスでは、議会による代表機能が十分に貫徹していたことに

なる。フランスでは、国民代表の思想が存在していたが、実際に行われていた制度は別のものであった。とくに、議会在行政に関わるという軌跡が見られなかった点で、すでにイギリスよりも遅れをとっていたことになる。さらに、共和政の立ち遅れが顕著であり、社会のなかにあつて貴族制の残滓があり、これにより政府が構成されていた。一八四八年二月革命以前のフランスには、内閣が国王と議会の両者の信任を必要とする、二元主義型議院内閣制が残っていたことになる。

他方で、ドイツの憲政はナポレオンの没落を受けて、国内での同盟（ドイツ同盟）を締結することから再生が試みられた。モールは、ドイツ議會制の特性を、「国王権限と国民議會権限の明確な区分、旧階層という異質な残滓の受容、そして強力に發展する多くの明白な条件の欠如」に置いていた。第一に指摘されている区分こそが、フランスから受け継いだ政府と国民との間の「不幸な二元主義」であり、政府と等族議會との明確な区分としてドイツでは顕著なことであった。自由主義者のモールにとつて、根本的な欠点と映つたのは、大臣たちが単に国家元首の個人的な意思を體現するものとなり、さらにその大臣達に同質性が欠けていたことによつて、特定のプログラム形成に支障が出ていたことであつた。第二の特性である旧身分制の残滓（教会、修道院、大学、官僚等）が認められていた結果、独自の公民からなる立憲思想が実現されず、選挙等において自由の拡がりが欠けることとなり、日々の活動においても家父長的な支配によつて制約されることとなつた。そして第三に議會制が發展するためには、「強力な世論の形成と国家の完全な外からの独立が」（S479）必要であるとされた。こうした比較検討から得られた唯一の結論は、ドイツに求められるべき議院内閣制への希求であつた。それは「議会の多数からなる政府を形成し、さらに国民の権利を完全に實現することである。それ以外のことは副次的なことである」。

こうした理解に対して、「議院内閣制は必ずしも安定した政治運営をもたらすものではない」とか、「君主の地位を根本的に脅かすものである」、「私利私欲を求める党派の活動に振り回されるのではないか」といった批判が出ることは十

分に予想された。それでも彼はドイツでも議院内閣制が実現されることで、ドイツの現状を育てることと考えたのである。しかし、この自由主義は定着することはなく、逆に、三月革命は未消化に終わり、F・J・シュタールのような極端な国家思想が幅を利かせることとなってしまった。

三章 ドイツ憲法史のなかのプロイセン

1 憲法の制定 「ドイツの国制史は本質的な点でドイツ帝国の固有性にもとづく独自の経過をたどった」⁽¹²⁾との指摘のように、ヨーロッパの辺境に位置する地理的な要因、旧支配層の残存、さらには市民階層の育成の遅れ、民族的・宗教的な要因等によって、ドイツの近代化への道程は遅れていた。しかし、近代化の波は確実にこの地域にも押し寄せていたのであり、その表れの一つとして憲法の創造があつた。ドイツでの最初の近代憲法は、一八〇七年にナポレオンの指示の下で、北ドイツのヴェストファーレン王国にて制定された。国王に権限を集約するという意味では古典的な憲法であつたが、単にフランス風のスタイルを装つた憲法であつた。

北アメリカの諸州が連邦に先行して憲法を制定していったように、ドイツ領邦国家も一九世紀には憲法をもつようになるが、それらはドイツ的に変種化されたものであつた。君主制と国民代表との結合は、それぞれの力点の置きようによつてバリエーションがあつたものの、それらは見せかけの立憲主義であり、憲法という形式を整えることによつて、新たに勃興した市民階級の利害を受け止めようとするものであつた。南ドイツでは、一八一四年から二四年にかけて主に国内での統一を確保するという目的から、フランスの憲章を模した憲法が作られた。初期立憲主義の憲法と呼ばれる一連の憲法であり、とくに、一八一九年のヴェルテンブルク憲法は、国王と議会との協定という形で憲法制定がなされ

た。それ以外は、「君主による恩寵」という形をもつた欽定憲法であつた。これらの憲法に特徴的なことは、君主の役割を限定化することで近代化の方向を示唆してしたことであり、それは立法権への第二院の関与、執行権への大臣の副署、司法権の独立に見られた。しかし、肝心の君主が依然として主権者として世襲化された地位にあつたこと、その承継に関しては憲法外の家法によつたことからして、根本的には二元的な状態を維持する変形な権力分立が維持された。他方でプロイセンを除く北ドイツでは、多少遅れて一八三〇年の七月革命後に制定された影響もあり、南ドイツの諸憲法よりも多少は自由主義的な傾向にあつた。ただし、ここでも二元主義は認められるものであり、その力点の差があつたに過ぎない。

北ドイツに広大な領地を有していたプロイセンは、ブランデンブルク選帝侯が一七〇一年にプロイセン国王の称号を得て「フリードリッヒ一世」と称し、強国の一として近隣諸国に名乗りをあげた。これにより、プロイセンはオーストリア、ライン同盟と並んで国際法上の主権国家として君臨し、外交権に具体化される対外権を行使する主体となつた。ナポレオンの登場そして没落は、強国に対抗するにはドイツそのものが纏まらなければならないとの気概をもたらし、それがナシヨナリズムとしての国民感情の育成に繋がつていった。その表れがドイツ同盟の形成であり（一八一五年）、同盟を纏めるための組織として「同盟議會」が設けられた。しかし、まだこの同盟によつて一つの憲法が作られるということには至らなかつた。そこには、プロイセンとオーストリアの対立のように、統一をもたらずには大きな障害があつたからである。しかも、両国とも皮肉なことに、憲法制定には関心をもつていなかった。ドイツ史のなかで主役格にプロイセンがノミネートされるには、北ドイツの東と西の部分を含め、しかも東西の格差を埋める力があるのはプロイセン以外にはなく、そのためには「上からの改革」が最も効果的であつた。ここでは効果を集約的に実行する合理的な思考態度が求められ、「啓蒙的絶対主義」という特殊な思想が勃興し、国家自身が自己目的化されることとなる。やがて君主も「国家の第一の従僕」となり、有機的な国家理解に代えて、国家の主体性を是認する思想である「国家法人

説」を導くことになる。

こうした上からの改革を具体的に実行したのは、同国の大臣であったシュタイン、その後継者のハルデンベルク達であった。ここで展開された著名な行政改革は、官房政治による効率的な行政を实行するための官房政治を完成させ、「行政は国制の領域に姿を完全に現した」ことになる。⁽¹³⁾ 国家と社会の二元論は、一九世紀のヨーロッパに特徴的なものであったことになるが、それを最も忠実に制度として完成させていたのはプロイセンにおいてであったとされ、その原因は、国家統治は官憲的な権力の確立によって完全に確立されていたが、他方で、行政を法規に拘束させることで、市民社会の自由な空間を保障できたからであった（法治国家）。一九世紀のプロイセンは典型的な強国にまで申し上がり、「規律、服従、軍事教練、非の打ちどころのない官僚制、忠実な貴族階級、厳格で啓蒙的で人道的な司法、差別無き理性、完璧な行政機構、禁欲を奨励し、カルヴァン派とプロテスタント派の刻印を刻んだピューリタニズム、さらに、コスモポリタンので宗派に拘泥しない自由主義的傾向において、きわだった国家であった」。⁽¹⁴⁾

2 三月革命とプロイセン憲法 抑圧されていた自由主義が、ドイツでも政治舞台の主役になり、「一つの色と一つの祖国」が合言葉となった。一八四八年の三月革命以降、ドイツは大きな転換点を迎えることになるが、それは一方でプロイセン国王の譲歩を促し、他方で自由主義者の集会（同盟議会の承認を得た国民議会）が作り出したフランクフルト憲法を生み出した。フランクフルト憲法は、アメリカ憲法をモデルにして構成されたが、連邦制のあり方や新たに導入された人権規定の内容に不満が多く、結局かなりな邦が同意することなく、実現されることのない幻の憲法となった。しかし、実現されなかった規定とドイツ統一への気概は残された。

プロイセンでは、三月革命後に憲法制定のための国民議会が開かれた。しかし、議会と国王との対立のなかで、肝心の議会は解散され、代わりに国王の名によって約束の憲法が発せられた（一八四八年二月五日）。実際に憲法起草

したのは、議會を解散させた保守派から構成されていた内閣によつてであつた。この時、ヴィルヘルム四世はこの憲法には賛同していなかつたが、内閣に説かれて發布したのであり、「憲法は国王が欽定したというよりは、国王にたいして欽定された」(山田、三三三頁)。さらに、政府は納税額によつて選挙権者を区分した「三級選挙法」を復活させ、その選挙法による選挙によつて形成された議會が、同憲法を一部分修正した後、一八五〇年に再度国王の名によつて憲法を發布した。これが通常言われるプロイセン憲法であり、新たな前文では「両議會と合意の上で確定した」と表し、單純に欽定されたものでないことが記された。

四八年の憲法と比較すると五〇年憲法は、制定議會の構成員の変動を反映して、保守的な色合いを濃くしている。とくに、第一院の構成が等族・貴族となり(六五條)、さらに三級選挙法が憲法でも承認されていることから(七一條)、第二院も民主的に選任された議會とはいえず、その点からも自由主義的な要素は後退していた。また国王が強い権限をもつたままであつた(例えば、執行権、議會停止・解散権、法提案権)ことから、範とされたベルギー憲法との落差は明らかであつた。憲法の条文の配列は、支配的であつた国家三要素説の伝承を受けて、領土・国民・統治権という並びとされ、フランクフルト憲法を意識してか、「プロイセン人の権利」が第二編に規定されていた。やつと制定されたプロイセン憲法は、奇妙なアンバランスを呈しており、統治機構では程度の高い立憲主義を装っていたが、人権条項はその程度は低かつたと言える。統治構造は、外からの視線を意識した関係で立憲主義を見せかけなければならなかつたのに対して、人権条項はもっぱらプロイセン人に向けられたものであり、その点で法律の留保を安易に付けることが可能であつた。四八年憲法と比べても、人権保障の程度は明らかに低くなつていた。例えば、意見表明の自由に関しては、四八年憲法は一切の制約を否定していたが(二四條二項)、五〇年憲法では「出版の自由のその他のすべての制限は、法律規定の方法によつてのみなされうる」となつていた。宗教条項に関しても、アメリカ憲法に見られた政教分離は影を潜め、逆に、宗教団体とキリスト教の特権が認められていた。最もこの憲法の特性を表したのは、財政に関

する規定であり、軍事特権を財政の上でも明確にし（実に予算の五分の四が軍事費として支出されたこともある）、後の憲法争議の論争の種を憲法自体が内包していたことになる。F・ラサールはいち早くこの点を突いていたのに、憲法の欠陥は立憲主義の崩壊への序章であった（ハルトウング、三六二頁）。

3 プロイセン憲法の位相

ドイツ統一は、イタリアの統一（一八六一年）よりも若干遅れて、一八七〇年にやっと最終的な形を整えることとなった。普仏戦争の勝利とビスマルクの指導力が統一に直接寄与したことになるが、形式的には南ドイツ諸邦が北ドイツ連邦に加入することに同意する条約を締結することによって完成された。したがって、一八七一年に公布されたドイツ帝国憲法（通称、ビスマルク憲法）の実質は、改正された北ドイツ連邦憲法であり、連邦制を形成するための方途を規定したものに留まり、ドイツ国民のための人権規定を有するものではなかった。同憲法は、プロイセン国王を連邦主席とし、同時にドイツ皇帝と名乗ることとする同君連合体とするものであり、これを構成する邦にも統治権は残されていた⁽¹⁵⁾。

ビスマルク憲法は、日本の憲法制定にとつてモデルとなるものではないことは、その構造からして当然であった。したがって、他の国制はさておいて、もしも明治政府がドイツから学ぶとするならば、ドイツ最大の領邦国家であったプロイセンに目をつけるのも当然と言え、当然であった。その選択までの経緯に触れる前に、このプロイセン憲法の本質を、再度ここで明確にしておくことにする。同憲法は、ヴァイマル共和国の憲法が存在するまで存続したのであるから、約七〇年の長命をもった憲法といえることができる。プロイセン国家は実は財政基盤が確たるものではなかったにもかかわらず、外へは強国であることを誇示し続けた関係で、国民が被った被害は甚大であった。この点でも外見的な立憲主義を継続しなければならなかった理由がある。ビスマルクは皇帝の威光を利用して、三度に及ぶ戦争をしかけ、国内の疲弊にもかかわらず戦い続ける意思を示した。したがって、憲法に書き込まれた以上の権限・役割を皇帝である国

王に託したことになる。しかし、「絶対的な王権を成文憲法によつて制限し、一般人民大衆にも国政指導に対する影響力を行使させるという思想は勝ち残つたのである」（ハルトウング、三五八頁）。この奇妙な二元主義の継続は、すべて憲法に起因するものであったが、その二元主義を続けたことが、結局はドイツの戦争による破綻を導いたことになる。制度と思想のアンビバレンツな状態が、プロイセンの終焉をもたらすのには随分と時間と犠牲が必要であった。こうした二元主義の問題を、明治政府は現実問題として認識できないままに、ドイツモデルは日本にやつてきたことになる。

四章 明治憲法の制定

1 明治維新と憲法制定 明治維新は、幕藩体制を終焉させる目的で、京都御所内に幽閉されていた天皇支配の正統性を再認識した薩長土肥の武士が、自らを官軍と称して幕府と対峙し、この戦いに勝利した反乱軍が新たな政権を形成したことを意味している。事件には謎が多く、他国にはなかつた政治現象であつた。⁽¹⁶⁾当初掲げられていた「尊王攘夷」の思想は、開国を余儀なくされたことで失われ、残つた尊王の部分が強調されることとなる。謀反を企てた後ろめたさもあつてか、作られた政権は見事な開明性を示し、明治初期の政権が示した政策は、「脱亜入欧」のスローガンにすり替えられることとなつた。「五箇条ノ誓文」にも「智識ヲ世界ニ求め、大ニ皇基ヲ振起スヘシ」とあつた。この維新は革命というよりは、意識的な変革であつたのであり、各種の思想を混ぜ返したものであつたのであり、この無定形な性格が、変革がなされた後の指導者間の意識の違いとして表れたことになる。維新後の国家形成目標について、坂野潤治は、「富国強兵と公儀輿論」に二分し、後者をさらに、「議會」と「憲法」に二分している。⁽¹⁷⁾明治維新が柔構造とされるのも、各論者が時代に応じた形でそれぞれの実現すべき国家形態を主張できたからであり、その全体を見れば近代に一

応は漸進していたからに他ならない。西洋から学ばなければ目標とする近代に接することは不可能であることは、すでに旧体制の時代から一部では理解されていたことであり、問題はどこから始めるかであった。実際は、富国強兵が優先され、議会と憲法は後回しにされることとなった。そのために送り出された留学生たちは、最新の工学・医学を学ぶためであつて、しかも先進国の英、仏、米に赴くものであつた。

しかし、木戸孝允、井上馨、伊藤博文の長州派は、明治の初期の段階から、憲法の制定を主張していた。彼らの主張が、殖産派の前に弱いものとされてきたのは、取り敢えずは政体が確保されていたからであり、目指すは力による国家統一とその拡張であつた。憲法制定がこの時期に遅れた原因は、各種の理由が考えられるが、主には政府内での憲法への認識の弱さ、国民大衆の無知にあつたであろう。木戸達が憲法に注目したのは、欧米が憲法によつてすでに国家構成がなされていたことを理解していたことになる。その開明的な認識は、彼らが慎重に海外を見聞していたからに他ならない。大部隊を組んだ岩倉使節団がワシントンに着いた時点で、木戸はすでに憲法制定に意欲を見せていたとされている。たとされておき、憲法制定に貢献することで他藩に有利に立とうと考えていた。彼は帰国後はずでにプロイセン憲法をモデルにすべきことを考えておき、政府に提案したその中身は、議会の開設よりも「独裁ノ憲法」の制定が先であるとしたものであつた。ところでこの木戸がドイツ派に傾斜していく上で多大な貢献をした人物として、青木周蔵と品川弥二郎を紹介しておくことが必要であろう。使節団がヨーロッパに着いた時点で、当時から地に留学していた青木と品川は、同じ長州藩の好から木戸にプロイセンを売り込み、最後には使節団全体にプロイセンへのシンパシーをもたせるのに成功していた。その記録集からの有名な一節にも「其武巧ノ他ハ甚タ遠国ニ著ナレサルトモ、其国是ヲ立テルハ、反テ我日本ニ酷タ類スル所アリ、此国ノ政治風俗ヲ考究スルハ、英佛ノ事業ヨリ益ヲウル事多カルヘシ」⁽¹⁸⁾とあつた。

ここで重要な役割を演じていたのが青木である。彼は医学を学ぶためにプロイセンに派遣されていたが、ドイツの選択も不可思議であつたが、それ以上に早くも医学を捨てて、法学を学んでいたこと(19)の理由も不明である。しかし、

彼はわき役として明治政府のドイツ志向に以下の二重の意味で役割を演じたことになる。第一に、木戸の命を受けて一八七三年に「正規典則」制定のための意見書の下書きを認め、同時にプロイセン憲法をほぼ完全に下書きにした「大日本正規」続いて、「帝号大日本国政典」を書き下ろしている。この時期に発表された憲法草案の第一号であった。第二に、青木は、ドイツ人の顧問を政府の各機関に斡旋していた。P・マイエットは語学の教師という触れ込みで来日し、後のあらゆる分野の教師として活躍し、保険制度にまで及んでいた。ドイツ滞在中の木戸がグナイストと会談できるようにお膳立てしていたのも青木であった。最も大事なことは、明治憲法の直接の顧問となるH・ロエスエルを斡旋したのも彼であった。憲法制定後は、日本にあつて外交官として職を全うするが、ドイツを愛すが故に日本をプロイセン風に導いた人物として忘れてはならない。

2 明治憲法の制定 結局、明治憲法の制定作業は遅れてしまった。⁽²⁰⁾それは先に述べた明治政府内の権力闘争に起因しており、憲法を国家形成のための優先課題と考えていなかった者が優位に立っていないかつたことになる。しかし、明治維新を実行した第一世代がいなくなつた段階で、国内・外からの理由によつて憲法を必要とする現実が生じてきた。憲法をもたない国の問題点が、浮き上がつてきたこと、さらには、憲法学習も進展し各種の草案が民間レベルでも作られるに及んで、政府内にも憲法制定作業を本腰を入れてなされなければならない必然性が出てきたことになる。政府は開明性を示唆してきた関係で、西洋からは一気に各種の思想が国内に流れ込み、それを翻訳、紹介する書物が出版されていたことも、この憲法制定を促すことに作用した。福沢諭吉の本がベストセラーになるほど、国民は新しい思想に飢えていたことになる。外交的な側面では、懸案の条約改定を進めることが急務であり、そのためには一流の「文明国」となり、憲法を抱いた「法治国家」になる必要があつた。しかも、その場合の憲法とは、近代立憲主義の流れのなかに位置づけられているものでなければならなかつた。木戸の意向を受け継いだ伊藤が政府の中心に位置する段階に

なった時、一方で、政府内の権力争いに決着をつける意図で、他方で、自由民権運動を牽制するためにも、議会の開設を伴う憲法制定が望まれた。

具体的には、一八七五（明治八）年に元老院を置き「漸次立憲政体を立てる」との詔書が出された。これは木戸、大久保、伊藤による国憲草案の上奏を受けてのことであり、元老院が憲法制定の任を担い、草案を三度にわたって示すことになる。²¹⁾元老院案は、結局、欧米の憲法を参考にして書かれたものであり、上奏した参議の多くの賛同を得ることは本来不可能であった。こうした渦中に、明治一四年の政変が起き、ここから憲法制定は明確なドイツ路線を採用するようになる。他の論文との重複になるので、この政変のもつ意味については言及を控えることとするが、福沢の交詢社私擬憲法と大隈のイギリス派が敗れ、これに対抗した伊藤、井上路線が勝った結論だけは記しておくかなければならない。²²⁾近代への「全開」を望む流れは早期に過ぎず、近代へは「半開」にすればよく、その趣旨を憲法に書き込むには、大隈の案はラジカルであり伊藤のものこそ適格的であると、天皇も判断できたからこそ、大隈は一旦は失脚しなければならなかった。明治憲法制定のプロセスを描いた物語は各種あるが、明治一四年の政変を決定的なものとする点ではほぼ同様であった。維新から約二〇年、別の表現を用いれば、憲法制定の構想を二〇年間熟慮し、熟成させる努力をしてきた伊藤が、明治憲法制定の指導力を捕れたとしてもなんら不思議ではなかった。伊藤ほど海外に赴いた政治家はこの時代に少なく、国禁を破ってロンドンに留学したのに始まる。一応英語を介して海外の文献を読んでいたという。彼が一八七〇年にアメリカ出張の折にアメリカ憲法理解の必読書である『ザ・フェダリスト』を購入していた。彼の基本的なスタンスは、一八六九（明治二年）、兵庫県知事であった時に描いた「国是協和」にあるとされている。この構想は天皇主権による君主制を基礎とし、その物理的保障として兵馬を朝廷に帰し、開国進取の方策を取り、しかも国民の自由も認めるというものであった。そこでこの理念を具体的に条文に書き込むにはモデルが必要であり、それがプロイセンであったことになる。実際にドイツに赴いたことで、この着想は確信となっていた。

3 明治憲法の独自性 明治憲法にあつてプロイセン憲法にない条項を指摘すれば、最も代表的には国体規定（取り敢えず、一条・四条）、國務大臣の責任規定（五五条）、大権に基づく歳出規定（六七条）等に見られる。勿論、「告文」や「憲法発布勅語」を概観すれば、明治憲法が日本独自の精神構造を重視し、「皇祖・皇宗」という作り上げられた天皇像（記紀神話）を母体にしてきたことは明瞭である。当然のことであるが、明治憲法は日本国の憲法であり、その意向を憲法制定者は最大限文章化しようとしたのであつた。憲法制定に与つた外国人顧問が抱いたジレンマは、彼らに解することのできない条項が、憲法の中核に置かれていつたことであつた。

明治憲法が用いたとされる「国体」は、一方で、西洋的な「実質な意味での国家形態」の翻訳として機能したが、他方で、翻訳不可能な「尊皇思想」を表し、それを法学的に表す努力の結果が、第一条の「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」となつた。この条項の沿革に井上毅の「シラス」論があつたことは知られたところである。島善高の論考にあるように、シラス（治ス）は天皇の統治様式であり、「ウシハク」の中国や西洋の統治様式と区別され、前者が漢語調であつたのを改めたのが「統治」であり、思案の末に作り出された当時の新語であつた。⁽²³⁾さらにこの文言のなかに土地所有権の援用である「国土原有権」を準えたのであろうし、そのことで日本全土が「王土」であり、皇室財産の独自性を説明できることとなる。

この国体規定の運用を、明治憲法五五条の天皇権限と國務大臣の関係で典型的に読み取ることができ⁽²⁴⁾る。なぜならば、君主制の慣例によつて、天皇の無答責を前提とする限りでは、天皇の責任は身代わりとなる大臣が負うことになるからである。五五条は、一項で大臣の「輔弼」を、二項で「副署」を規定している。西洋的な理解では、大臣の副署行為によつて君主の行為は完成され、君主の権限はその限りで名目的なものとなる。再三述べられる「君臨すれども統治せず」の慣行は、こうして正当化されることとなる。ところが、一項で先行して敢えて西洋語にはない「輔弼」を入れ

ることによつて、その構造を大きく異にすることになる。その導入の真意を考える場合には、第一条の解釈と併せてなされなければならない。輔弼の原意は以下の通りである。

君を矯め君安んぜずと雖も、聞かざることを能はずして、遂に国の大患を解き大害を除き君を尊び国を安んずることを成すある、之を『輔』と云う。能く君命に抵し君の事に反き、以て国の危を安んじて君の辱を除き、功伐以て国の大利を為すに足ることある、之を『弼』と云う。

荀子の臣道編から採用した用法である「輔弼」であり、天皇もこの言葉の採用に熱心であつた。この用語を使用することで、第一条の天皇主権と連動し、臣下の人的忠誠関係が留保され、天皇の無答責が実証されることとなつた。輔弼を受けた天皇はこれに従う必要はなく、決定は天皇の意思が介在し、しかし、輔弼を行つた大臣が代位責任を負うという近代法からは理解できない法関係がここに成立することになる。すると五五條二項の「副署」は意味をなさない規定となつてしまふが、天皇は署名をする習慣がなかつたから、法的効果を示すために大臣の副署が必要であつたことになる。天皇は親ら外に向かつて御名を顕さなかつたのである。

明治憲法が制定された後は、これを解釈する作業がなされるが、大学の憲法講座を担当する学者に大きな傾向が出てきた。後に命名されたその学派は、一つは、伝統的な憲法解釈を旨とし、正統的「神権的」憲法学を形成し、もう一つは立憲主義的（民権的）憲法学を形成した。⁽²⁵⁾ 両派が顕在的に対立することになるのは、「天皇機関説」事件においてであつたが、結果的には天皇機関説が排斥されることによつて、その後は政府の認定した学説のみが正当とされることとなつた。明治憲法は、日本の伝統的な原理（多くが律令制によつて形成されたものである）とプロイセンの二元主義、さらには英の議院内閣制の一部を採り入れたことで、各種の条項での解釈に対立を生む余地を残していたのであり、そ

の意味では一枚岩ではなかった。その対立とは「国体と政体の区分、天皇主権の意味、立憲政体の解釈、議会権限の範囲、天皇大権の程度、輔弼と副署の関係、憲法改正の限界」等多様であった。

まとめ

憲法を制定する作業は、制定者の多様な意思をくみ取り、将来の条項の展開を考察しながら行う厳しい仕事である。今の時代は多様な情報があるからもっと別な要素が絡むであろうが、プロイセン憲法も明治憲法も、制定作業はしんどいものがあつたはずである。本稿では、その二つの憲法の同位性を探り、そこに同様の「二元主義的」傾向が表されていたという前提に立ちながら、結局二つの憲法は別物であつたという結論に至つた。そんな単純な結論に至るのは、明治憲法には日本主義的と呼ぶべき要素が多分にあつたからであり、それは七世紀以来の日本の律令制の伝統が、幕藩体制にも継続していたからである。明治憲法は、西洋の憲法という言葉で冠して、実は日本を書き表した証書ではなかつたのではないだろうか。それは近代立憲主義への覚醒された思想が自覚的に結実したものではなかつたということになる。最後に、試論的に明治憲法を图示することによつて、本稿の締めくくりとしたい。

A = 皇紀 B = 国号 C = 幕末 D = 近代立憲主義

明治維新 : $(A + b) \times (C + d)$

憲法制定 : $D - (a + b + C)$

民権派 : $(a + b + c) \times D$

神権派 : $(A + b + C) \div d$

[大文字は程度が高いことを意味している]

注

- (1) 石村修『明治憲法』、専修大学出版局、一九九九年、この点は明らかにしてある。
- (2) 栗城壽夫『一九世紀ドイツ実証主義の研究』、信山社、一九九七年、三五七頁以下参照。
- (3) ツヴァイゲル／ケッツ『比較憲法史概説』大木雅夫訳、東京大学出版会、一九七四年、一〇七頁以下、および、大木雅夫『比較法講義』東京大学出版会、一九九二年、第五章。
- (4) 清宮四郎解説・訳『ヘルギー憲法』有斐閣、一九五五年。
- (5) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd.3., Stuttgart 1963, S.4ff.
- (6) E. W. Böckenförde, Der deutsche Typ der konstitutionellen Monarchie im 19. Jahrhundert, in Staat Gesellschaft Freiheit, Frankfurt, 1976, S.114ff.
- (7) Zit. R. Wahl, Die Entwicklung des deutschen Verfassungsstaates bis 1866, in Handbuch des Staatsrechts, Heidelberg, 1987, S.8.
- (8) 杉原泰雄『憲法と資本主義』、勁草書房、二〇〇八年、六六頁。
- (9) D. Grimm, Entstehungs- und Wirkungsbedingungen des modernen Konstitutionalismus, in Simon (Hrsg.) Aktion des 26. Deutschen Rechtshistorikertages, 1987, S.48.
- (10) 注7のWahr, S.11.
- (11) R. Mohl, Ueber die verschiedene Auffassung des repräsentativen Systemes in England, Frankreich und Deutschland, Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft, Tübingen 1846, S.453ff. 栗城壽夫『ドイツ初期立憲主義の研究』、有斐閣、一九六五年、三〇五頁以下の紹介がある。
- (12) F・ハルトウング『ドイツ国制史』成瀬治・坂井栄八郎訳、岩波書店、一九八〇年、四頁、他に参照すべきは、山田晟『ドイツ近代憲法史』、東京大学出版会、一九六三年、小林孝輔『ドイツ憲法小史』、学陽書房、一九八五年、がある。

- (13) C・F・メンガー『ドイツ憲法思想史』石川敏行他訳、世界思想社、一九八八年、一八一頁。
- (14) S・ハフナー『プロイセンの歴史』魚住昌良・川口由紀子訳、二〇〇〇年、六四〇五頁。
- (15) 同憲法の条文は、プロイセン憲法も含めて、以下を参照した。高田敏・初宿正典『ドイツ憲法集』第五版、信山社、二〇〇七年。
- (16) 三谷博『明治維新を考える』、有志舎、二〇〇六年、序章。
- (17) 坂野潤治十大野健一『明治維新』講談社現代新書、二〇一〇年、第一部。
- (18) 久米那武編、田中彰校注『米欧回覧実記 三』岩波文庫、一九七九年、二九八頁。
- (19) 水沢周『青木周蔵 上・中・下』、中公文庫、一九九七年。
- (20) 参考にした、代表的な著作のみ記しておく。稲田正次『明治憲法成立史 上・下』、有斐閣、一九六〇・六二年、清水伸『明治憲法制定史 上・下』、原書房、一九六九・七一年、坂野潤治『明治憲法体制の確立』、ミネルヴァ書房、一九七一年、明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』、サンケイ新聞社、一九八〇年、大石眞『日本憲法史』、有斐閣、第二版、二〇〇五年、川口暁弘『明治憲法欽定史』、北海道大学出版会、二〇〇七年。
- (21) 資料として、議会政治社刊行『日本憲政基礎資料』、議会政治社、一九三九年、阿部照哉・佐藤幸治・宮田豊編『憲法資料集』、有信堂、一九六六年、を用いた。
- (22) 交詢社案との対比のなかで描かれた経緯について、坂野潤治『日本憲政史』、東京大学出版会、二〇〇八年、四七頁以下、参照。
- (23) 島善高『律令制から立憲制へ』、成文堂、二〇〇九年、第四章「井上毅のシラス論註解」。
- (24) 注1の石村、一五五頁以下で詳しく述べた。
- (25) 参照、古川純「明治国家の構成原理序説」東京経済大学会誌九四号、一九七六年。